

○帯広市議会の議決すべき事件に関する条例

平成18年3月1日

条例第1号

改正 平成23年3月25日条例第13号

平成25年3月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 帯広市まちづくり基本条例(平成18年条例第30号)第15条第1項の総合計画に係る、まちづくりの基本方向などを示す構想を定め、変更し、又は廃止すること。
- (2) 都市宣言に関すること。
- (3) 姉妹及び友好都市の提携に関すること。
- (4) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。